

平成十三年政令第三十二号

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律施行令

内閣は、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第二条第二項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（貯金等債権から除かれるもの）

第一条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定めるものは、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十号）第二十四条に規定する貯金等とする。

（内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限）

第二条 法第四十七条に規定する政令で定めるものは、法第二十九条第一項の規定による破産手続開始の申立てとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。